

令和元年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

- 1 令和元年6月19日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。
- 2 出席した議員は次のとおりである。

1番 尾 尻 康 二	2番 越 田 賢 一
3番 閑 田 大 祐	4番 浜 田 明 利
5番 水 橋 直 行	6番 森 若 巖
7番 浜 田 幸 造	9番 渡 辺 年 範
10番 道 林 清 隆	11番 上青木 至
12番 信 谷 俊 樹	
- 3 欠席した議員は次のとおりである。

8番 前 田 太
- 4 会議録署名議員は次のとおりである。

4番 浜 田 明 利	5番 水 橋 直 行
------------	------------
- 5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 川 野 義 彦	書 記 亀 井 成 美
----------------	-------------
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長 高 田 幸 典	副 町 長 望 月 邦 彦
教 育 長 出 口 一 伸	総務企画課長 山 本 秀 樹
住 民 課 長 石 本 五 十 鈴	会 計 課 長 森 下 哲 成
福 祉 課 長 池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長 水 下 泉
地 域 経 営 課 長 坂 田 誠	建 設 課 長 藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長 河 田 昭 司	教 育 課 長 石 田 修 次
- 7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 1号	繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町一般会計）について
第 2 報告第 2号	繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）について
第 3 報告第 3号	繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町干拓地管理特別会計）について

- 第 4 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書（平成30年度大崎上島町一般会計）について
- 第 5 議案第 6号 漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
- 第 6 議案第 7号 港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
- 第 7 議案第 8号 平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 9号 平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第10号 平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第11号 平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議員の派遣について
- 第12 各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、これより令和元年第2回大崎上島町議会定例会第2日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、報告第1号繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町一般会計）について議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第1号繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成30年度大崎上島町一般会計予算のうち、平成31年度に繰り越して使

用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

主な内容は、土木費においては、道路橋りょう整備事業など6事業、5,166万2,000円、災害復旧費では、農地災害復旧事業など7事業、2億8,433万3,000円でございます。24事業の総額3億9,825万2,000円を平成31年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第2号繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第2号繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成30年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算のうち、平成31年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容は、公共下水道施設建設に要する経費として2,272万円を平成31年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第3号繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町干拓地管理特別会計）についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書（平成30年度大崎上島町干拓地管理特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成30年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算のうち、平成31年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容は、干拓地管理に要する経費として556万4,000円を平成31年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） この管理費の内訳を少し教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 内訳としましては、工事請負費でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、いいですか。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これより日程第4、報告第4号事故繰越し繰越計算書（平成30

年度大崎上島町一般会計) についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第4号事故繰越し繰越計算書（平成30年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成30年度大崎上島町一般会計予算のうち平成31年度に事故繰越しして使用する経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容は、平成29年度から平成30年度に繰越明許費として繰り越した県営急傾斜地崩壊対策事業負担金270万円のうち162万円を県予算の事故繰越しに伴い、平成31年度に事故繰越ししたものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第6号漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第6号漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更協議について提案説明を申し上げます。

本案は、広島県と大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関し規約の一部を改正することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な内容は、広島県漁港管理条例の一部改正により、県管理水域における小型船舶用泊地等の目的外使用の許可事務については、許可権限を県にとどめ置くものとされたため、

これに必要な事務委託に関する規約の変更に関し広島県と協議を行うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） この件にかかわらず、県から事務委託を受けている他の案件についても、はした金だけよこしてから、後は知りませんというようなものは皆返しゃえんじゃないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの質問の県から受けている権限移譲の部分について返してはどうかというご質問だと思いますが、当初、県のほうから提案を受けて、町、また議会の皆さんと協議をしながら移譲を受けているものでございますので、必要なものについては検討を進めてまいりたいと考えておりますが、現時点ではこのまま続けてまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 議会とも相談しながらやったということなのですが、時代と情勢の変化に応じて、その時々でまちの情勢も当然変わってくるわけで、そういった総合的な観点から見ると、今、私はもうそこら辺をもう一遍精査し直すべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 一部事務につきましては、公害関係については、県のほうと協議をして再委託という形で処理をさせていただいておりますので、閑田議員がおっしゃられるように実情に応じて協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第7号港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第7号港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について提案説明を申し上げます。

本案は、広島県と大崎上島町の間における港湾管理事務の事務委託に関し規約の一部を改正することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な内容は、広島県港湾施設管理条例の一部改正により、県管理水域における小型船舶用泊地等の目的外使用の許可事務については許可権限を県にとどめ置くものとされたため、これに必要な事務委託に関する規約の変更に関し広島県と協議を行うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第8号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第8号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、平成31年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,524万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,861万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、消費税の引き上げによる影響を緩和するためのプレミアム付商品券の発行に要する経費、昨年7月の豪雨災害に係る災害復旧費等に要する経費を追加するとともに、幼児教育無償化に伴うシステムの改修等、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うものでございます。第2表地方債の補正では、事業費の追加等に伴い、起債の限度額について補正を行っております。歳入予算では、国庫補助金、県補助金を追加するとともに、町債を計上いたし、財政調整基金繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明させていただきます。

予算書の5ページをお願いします。

第2表地方債の補正でございますが、当該事業の事業費の追加に伴い補正を行いましたので、起債の限度額について3事業総額で1,190万円の増額を行っております。

9ページをお願いします。

歳入予算でございます。

地方譲与税の森林環境譲与税でございますが、今年度から自治体の森林保全に要する経費の支援を目的に創設されたもので、46万2,000円を新たに計上しております。

分担金、負担金でございますが、農地災害復旧に係る受益者の分担金として、農地災害復旧事業費分担金42万3,000円を新たに計上いたし、使用料及び手数料でございますが、使用料の土木使用料では、大串定住促進住宅使用料の収入見込みに伴い、現年度分470万3,000円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金の国庫負担金でございますが、10ページをお願いします。

民生費国庫負担金に、低所得者の介護保険料軽減のための低所得者保険料軽減国庫負担金473万5,000円を新たに計上いたし、国庫補助金の民生費国庫補助金では、幼児教育無償化対象の拡大に伴うシステム改修費分として、子ども・子育て支援臨時交付金697万9,000円の追加を、商工費国庫補助金では、消費税引き上げに伴う低所得者、子育て世帯への影響を緩和等するためのプレミアム付商品券事業補助金2,179万5,000円を新たに計上いたし、災害復旧費国庫補助金では、昨年7月の豪雨災害復旧に要する経費として、農林水産施設及び公共土木施設災害復旧費国庫補助金、合わせて7,169万1,000円を新たに計上しております。

県支出金でございますが、県負担金の民生費県負担金に低所得者保険料軽減県負担金236万7,000円を新たに計上いたしております。

11ページをお願いします。

繰入金でございますが、基金繰入金の財政調整基金繰入金に歳入歳出予算の均衡を図るため財政調整基金繰入金3,003万5,000円の追加を計上しております。

町債でございますが、農林水産業債に漁業集落排水施設整備事業繰出金120万円の追加を、土木債に単県急傾斜地崩壊対策事業500万円の追加を、災害復旧事業者に道路橋

りょう災害復旧事業570万円を新たに計上しております。

12ページをお願いします。

歳出予算の説明に参ります。

総務費でございますが、総務管理費の会計管理費に、大崎支所、木江支所の集配金業務委託経費の見直しにより、一般会計事務処理費52万4,000円の追加を、財産管理費に、東野憩いの広場水道料金過年度分等として106万9,000円の追加を、基金費に森林環境譲与税を財源としたふるさとづくり基金積立金46万2,000円を計上しております。民生費でございますが、社会福祉費の介護保険費に、低所得者の介護保険料軽減に要する財源として、介護保険事業特別会計繰出金947万1,000円を、児童福祉費の児童措置費に、幼児教育無償化対象の拡大に伴うシステム改修に要する経費として、子ども・子育て支援事業費629万6,000円の追加を計上しております。

13ページをお願いします。

次に、衛生費でございますが、保健衛生費の保健衛生総務費に、郡医師会の臨床検査事業に要する経費の支援として、保健衛生諸費13万5,000円の追加等を計上しております。

農林水産業費でございますが、農業費の農地費に、農業用施設整備等に要する経費の支援として、農業基盤整備事業助成費150万円の追加を、農用地に搬入される土砂等の検査に要する経費として、農地整備諸費126万5,000円の追加を計上いたし、14ページをお願いします、水産業費の漁港建設費に、管路施設の更新に要する経費の財源として、漁業集落排水事業特別会計繰出金131万9,000円の追加を計上しております。

商工費でございますが、商工費の商工振興費では、消費税に伴う低所得者、子育て世帯への影響を緩和等するためのプレミアム付商品券発行に要する経費として、大崎上島町プレミアム付商品券事業2,179万5,000円を新たに計上しております。

次に、土木費でございますが、河川費の急傾斜地崩壊対策費では、昨年7月の豪雨災害により崩落した急傾斜地の復旧に係る測量設計に要する経費として、単県急傾斜地崩壊対策事業508万1,000円の追加を、15ページをお願いします、都市計画費の公共下水道費では、管路施設の移設に要する経費の財源として、公共下水道事業特別会計繰出金81万7,000円の追加を、住宅費の住宅管理費では、大串定住促進住宅敷地管理用フェンス設置、コミュニティーセンターの備品購入に要する経費として、定住促進住宅維持管理費299万8,000円の追加をしております。

次に、教育費でございますが、社会教育費の公民館費からふれあい郷土資料館費に、各施設の消防用設備及び野賀権伝馬艇庫クレーン設備修繕に要する経費として、総額で168万9,000円の追加計上を、16ページをお願いします、保健体育費の体育施設費に、大崎武道館、東野屋内運動場の消防用設備修繕に要する経費として、社会体育施設管理費68万9,000円を追加計上しております。

次に、災害復旧費ですが、昨年7月の豪雨に係る災害復旧経費等を新たに計上しており、農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧費に8カ所の災害復旧経費として農地災害復旧事業3,003万2,000円を、農業用施設災害復旧費に2カ所の災害復旧経費として農業用施設災害復旧事業3,468万2,000円の計上を、公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費に4カ所の災害復旧経費として、道路橋梁災害復旧事業3,200万円の計上を、被災者生活再建支援費の17ページをお願いします、地域再建被災者住宅等支援費に、宅地内等への土砂流入等に対する土砂の撤去、被災者の土砂の撤去支援に要する経費として地域再建被災者住宅等支援事業200万円を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 歳入です。2の4の1森林環境譲与税、これはどういったところに今度反映されていくんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森林環境譲与税の目的ですけれども、このたび国のほうから譲与税が交付されることになっております。主に、今の使用としては、人工林の管理ということに限定されておりますので、町内において人工林が少ないということがございますので、これからの運用を、基金にためて、来年度以降執行するものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） その人工林が、うちの町にはどのぐらいあるんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 神峰付近にあるのは承知しておりますけれども、ヘクタールについては今手元に資料がないのでご質問に答えることはできません。

○議長（信谷俊樹君） いいんですか。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 1点教えてください。

14ページの7の1の2、プレミアム商品券についてなんですけど、これはプレミアム商品券は消費税が上がる時とか、もう何回か取り組んでいる事業なんですけど、今回、子育て世帯とか低所得者向けということなんですけども、この周知方法とか期間、そういうのを教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 越田議員の質問にお答えします。

今回のプレミアム商品券は、使用期間が2019年10月1日から2020年3月末の間で市町村が定める期間となっておりますので、それまでに対象者に対して、うちのほうでピックアップしまして、それから通知させていただきたいというのが1点と、あともう一点はホームページのほうで周知をする予定にしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 期間とかがそんなにないということなんですけども、果たして子育て世帯とか低所得者で、プレミアム商品券を買えるというふうなのはなかなかちょっと難しいんじゃないだろうと。というのは、今までの何回かやった実績からいうと、いわゆるお金にある程度余裕のある人がプレミアム商品券を多く買って、それである程度のメリットとかがあったような報告を受けとんですけども、その辺の考え方はどうなんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今回のプレミアム商品券は、2万円を購入して2万5,000円が使えるようになってるんですけども、その2万5,000円のうち4,000円単位で5回に分けて使うことができますので、一遍に2万円を購入ではなくて、1回4,000円で購入して5,000円分使うというのを5回使うことができます。そのよ

うな対応で、まだ確定ではないんですけど、共通券のほうも1回の商品券を500円単位として使えるように工夫しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

○2番（越田賢一君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 済みません。今、越田議員が質問しましたけど、子育てと低所得者と言われましたね、利用できる方は。そうしますと、子育てのほうでは構いませんけど、低所得者ということになりますと、それはどうしたらいいですかね。ちょっといかなもんじゃないん。個人情報のような感じで、ああ、あの人は所得が少ないんじゃないんということがばればれじゃろう。そんなこと一つも考えなかったのかな。

それと、もう一点聞きたいんじゃないけど、これ全部で1万1,750冊印刷することになっとんじゃ。それが全部さばけると思う。僕はさばけんと思うよ。さばけんときには、悪いけどごみじゃろう。町から銭を出してないんじゃないから、構わんいやあ構わんですけど、もうちいと知恵を働かして、1万1,750冊の印刷をするんなら、今言うように、もう少し皆さんが利用できる方法を考えられんのかな。国からの方針で難しいところがあるのかもわかりませんが、無駄なお金じゃと思うよ、僕は。どうかな。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森若議員のお答えをします。

1点目の低所得者の案件なんですけれども、低所得者に対して、うちのほうから該当者という通知をさせていただくんですが、その部分でそういうことを公表したくないという方は、このプレミアム商品券を購入しない方もいらっしゃると思います。そういう点も考えて、商品券の数を少なくしたほうがいいんじゃないかという質問ですけれども、一応全員が購入されるという案件にさせていただいて、商品券を全て最高の枚数を用意したいと思っております。あわせて、予算の無駄遣いじゃないかということなんですけれども、枚数が100枚、200枚減ったから予算が大分減額になるんだったら対応したいと思ってるんですけれども、なかなか最初の基本料金が高いので、枚数によって安くなるということはないと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

○6番（森若 巖君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 13ページの農林水産業費の農地費のところでは276万5,000円、今回補正が出てるんですけど、それで基盤整備の助成費として150万円、農地整備諸費として126万5,000円。この農地整備諸費は、今度埋め立ての土壌の検査ということで5件ぐらいを予定されていることで聞いてんですけど、これの詳しい内容を教えていただけたらと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 尾尻議員の質問にお答えいたします。

土壌検査については、土砂の埋立条例に伴い、新たに申請が出てくるものがあると想定して上げさせていただいております。近年、公害について住民の意識もだんだんと上がっており、今まで事業主の責任においてやっていただいていたものでございますけれども、これからは町も目を光らせて公害に対処していくという考えで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今度、新規の案件について検査する、助成していくということなんですが、どのような形で検査は行われるのでしょうか。今考えられていることでいいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 土砂埋立条例の申請があったときに、事業主と色々な申し合わせ事項とか条例とかの説明を行います。そのときに、町のほうとしても土砂の分析をしますという形で確認をして、土壌検査を行いたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 土壌検査は、やはり業者のほうへ委託されるということなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町独自の検査をする技術は持っていませんので、外部に委

託することとなると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。きっちりと新規先については検査してもらって、町民の方も不安な面が結構あるようなので、そこらのところも検査したいという状況をどこかで公表していただくことも必要だと思います。

答弁は結構でございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案のとおり原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第9号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第9号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算のうち歳入予算について財源更正を行うものでございます。

内容は、歳入予算において、低所得者の第1号保険料の改正により介護保険料947万1,000円を減額し、他会計繰入金947万1,000円を追加計上いたしております。

す。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっと教えてください。

気になったんですけども、これ、あれほど介護保険に関しては繰入金はいけんとかというふうな話だったんですが、かつて。これ、いいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 今の質問でいいんですね。

○2番（越田賢一君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 越田議員の質問にお答えいたします。

繰り入れしても大丈夫です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 一般会計のほうから入れたらいけんとかというふうなことだったんですけども、そういうふうに理解しとんですが、どうでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 国庫補助金といたしまして2分の1の補助金があります。県費として4分の1、歳入になる予定となっております。

○2番（越田賢一君） わかりました。いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第9号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第10号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第10号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,180万2,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、一般会計繰入金81万7,000円を追加計上し、歳出予算では、マンホールポンプ制御盤移設設計に要する経費として、公共下水道事業費に委託料81万7,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問をしてください。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第9号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第11号平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第11号平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億443万1,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、他会計繰入金131万9,000円、町債120万円を追加計上し、歳出予算では、マンホールポンプ更新工事に要する経費として漁業集落排水事業費に工事請負費251万9,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第11号平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第122条の規定により、お手元にお配りしたとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定いたしました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定いたしますのでご了承ください。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、広報調査特別委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございません

か。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで令和元年第2回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前9時44分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員